

居宅サービス事業者 重要事項説明書 (介護保険)

yui訪問看護ステーション

1. 基本方針

要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限り住み慣れた家で、その方の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、又、心身の機能の維持回復ができるようサービスを提供致します。

2. 居宅サービス事業者の概要

本所

名称 : yui訪問看護ステーション

所在地 : 諏訪郡下諏訪町社6529-6

電話 : 0266-78-7193

サービスを提供する地域 : 下諏訪町、岡谷市、諏訪市・茅野市

(*上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。)

サテライト事業所

名称 : yui訪問看護ステーション「スワサテライト」

所在地 : 諏訪市中洲福島5452 ビューロックウェーブB棟206号

サービスを提供する地域 : 下諏訪町、岡谷市、諏訪市、茅野市

(*上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。)

3. 職員体制

管理者 - 看護師 1名

スタッフ - 看護師 9名 理学療法士 4名 作業療法士 2名 言語聴覚士 1名

事務職員 1名

4. 営業日・営業時間

営業日 : 月曜日～日曜日

営業時間 : 8:30 ~ 17:00

ただし、24時間対応体制をとっており、営業時間外の連絡は当番が携帯電話にて対応を行う。

5. 利用料 (1割負担の場合の金額)

1. 基本料金

1回につき

①所要時間 20分未満 313円

②所要時間 30分未満 470円

③所要時間 60分未満 821円

④所要時間 60分以上90分未満 1,125円

⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (1回20分以上) 293円 (6回/週まで)

2. 緊急時訪問看護 (24時間対応体制) による加算 1ヶ月 574円

3) 特別管理による加算

(1) 特別な管理を必要とする場合I (1ヶ月 500円)

留置カテーテル、気管カニューレを使用している利用者若しくは、在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。

(2) 特別な管理を必要とする場合II (1ヶ月 250円)

①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指

導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。

②人工肛門または人工膀胱を設置している状態。

③真皮を超える床ずれの状態。

④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められている状態。

4) 初回加算 (新規利用者) 初回訪問時 300円

5) 早朝・夜間加算 (6:00~8:00、18:00~22:00) 所要時間料金の25%増

深夜加算 (22:00~6:00) 所用時間料金の50%増

6) 長時間訪問看護加算 1回につき 300円

特別管理加算算定利用者に、1時間半を超える訪問を行った場合

7) 複数名訪問加算

(1) 同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合

1回につき 30分未満 254円

- (2) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合
 30分以上402円
 1回につき 30分未満201円
 30分以上317円
- 8) 退院時共同指導加算
 退院にあたり病院等の職員と共同して療養上必要な指導をした場合
 1回につき 600円 (特別管理の状態は 2回まで)
- 9) ターミナルケアによる加算
 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
 該当月 2,000円
 月 200円
- 10) 看護体制強化加算 (II)
- 11) 利用料金：介護保険負担割合証の割合に沿った料金となる。
 12) その他 保険対象外の料金
 (1) 死後の処置料 (消費税込み)

昼間	8:00～17:59	10,000円
朝・夜	6:00～7:59 18:00～21:59	12,500円
深夜	22:00～5:59	15,000円

- (2) 処置等に要する費用で利用者が負担する物が適当であるものにかかる実費
 (3) キャンセル料金

連絡があった場合	予定訪問時間の1時間以上前	キャンセル料金なし
	予定訪問時間の1時間未満	予定訪問単位数料金相当
連絡がなかった場合	月の1回目	1,000円
	月の2回目以降	それぞれ1,500円

6. 対象者

介護保険の要介護認定において、要介護状態となり訪問看護が必要である方

7. サービス内容

1. 医療相談・医療処置
2. からだの清潔・排尿や便のお世話・床ずれの予防や手当・リハビリ (訪問看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがある) 等
3. 居宅介護支援事業者その他保険・医療・福祉サービスとの連絡・調整

8. 介護保険サービス第三者評価

未受審です。

9. 緊急時における対応方法

看護師等は、訪問看護の提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合、必要に応じて臨時応急の処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の措置を行う。

10. 申し込み方法

介護保険の要介護認定後、指定居宅介護支援事業者にご相談ください。

11. 相談窓口・苦情対応

サービスに関するご相談・苦情を承ります。

電話番号： 0266-78-7193

対応者名： 高橋 光子

また、各市町村 (保険者)、諏訪広域連合、国民健康保険団体連合会にも相談・苦情窓口が設

け

られております。

令和 年 月 日

居宅サービス事業者について重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 諏訪郡下諏訪町社6529-6
 事業者名 yui訪問看護ステーション
 説明者 氏名

居宅サービス事業者についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

代理人 住所
氏名
(利用者との関係：)